

新潟食料農業大学受託研究取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、新潟食料農業大学（以下「本学」という。）における受託研究の取り扱いについて必要な事項を定め、適正な事務処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において受託研究とは、本学が民間企業や官公庁等（以下「委託者」という。）からの委託を受けて、本学の教職員が行う研究で、これに要する研究経費は委託者が負担するものとする。

(受入基準)

第3条 受託研究の受け入れは、本学の教育・研究上有意義であり、かつ、教育・研究に支障を生ずるおそれがないと学長が認めたものに限り、受け入れするものとする。

(受入の決定)

第4条 本学所定の受託研究申込書により申し込みがあった場合において、その内容が適正であると学長が認めた場合に受け入れを決定するものとする。

(契約の締結)

第5条 受託研究の受け入れを決定したときは、委託者との間に受託研究契約を締結しなければならない。

(研究費の負担)

第6条 委託者は、受託研究契約締結後、本学に必要な研究経費を納入しなければならない。
2 委託者が負担する経費のうち、本学の施設使用および事務処理に要する費用として、原則15%に相当する額を間接経費とする。

(経費の支出)

第7条 研究費の支出は、本学経理規程に準じ、受託研究契約の研究期間内で行うものとする。

(取得物品等の帰属)

第8条 研究費によって取得した物品等は、原則として本学に帰属するものとする。

(知的財産権)

第9条 受託研究によって生じた知的財産権に係る権利の帰属については、本学と委託者との協議の上、決定するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総務会の議を経て学長が行う。

(事務)

第11条 この規程に関する事務は、事務局総務課が行う。

附則

1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。